

# 富山県立富山西高等学校PTA会則

(名称及び所在地)

第1条 本会は富山県立富山西高等学校PTAと称し、事務局を本校内におく。

(組織)

第2条 本会は本校に在籍する生徒の保護者及び本校に勤務する教職員並びに本会の趣旨に賛同する者で組織する。

(目的)

第3条 本会は学校と家庭が一体となって生徒の福祉を増進し、教育の充実、発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- イ) 教育振興に関すること。
  - ロ) 会員相互の研修に関すること。
  - ハ) 生徒の福祉増進に関すること。
- ニ) その他、目的達成に関すること。

(役員)

第5条 本会に下記の役員をおく。

会長 1名 副会長 若干名 監事 2名  
委員 若干名 顧問 若干名 幹事 若干名

第6条 (1) 会長、副会長、監事は総会において選出する。

(2) 委員は、学級毎に地域を考慮して選出する。

ただし、その数は会員数のおおむね1割とする。

第7条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは代理する。

監事は会計、会務を監査する。

委員は議事を審議する。

(顧問)

第9条 本会は総会の承認を得て顧問をおくことができる。

顧問は本会の重要事項に関し諮問に応ずる。

(幹事)

第10条 本会は円滑なる事務管理をするため、会務を運営する庶務担当者及び会務の出納と財産管理する会計担当の幹事をおく。

第11条 会長は、本会の庶務・会計の事務を学校長に委任することができる。

幹事は職員のなかから学校長の意見を徴し、会長がこれを委嘱する。

(会議)

第12条 (1) 本会の会議を総会及び役員会とする。

(2) 総会は毎年1回5月に開く。ただし、必要があるときは、臨時総会を開くことができる。

(3) 役員会は必要のつど開会する。

(4) 会議は会長が召集し、会議の議長となる。

第13条 総会には下記の事項を附議しなければならない。

(1) 事業報告及び収支決算

(2) 事業計画及び予算

(3) 役員を選任

(4) 会則の改廃

(5) その他必要な事項

(会計)

第14条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第15条 (1) 本会の経費は会費、寄付及び雑収入で充てる。

(2) 会費の額は毎年総会で定める。

附 則

(1) この会則は、昭和52年4月28日より施工する。

(2) 平成元年5月17日一部改正する。

(3) 平成12年5月12日一部改正する。

(4) 平成24年5月12日一部改正する。

(5) 平成26年5月17日一部改正する。